

学位論文事件：さいたま地裁平成 16(ワ)1090 平成 16 年 12 月 24 日判決（棄却）/知財高裁平成 17(ネ)10038 平成 17 年 5 月 25 日判決（控訴棄却）

〔キーワード〕

図表の著作物性，図表の著作者，著作者人格権，人格権，職務著作

〔事 実〕

1．本件は、原告 X が、被告（国立大学法人京都大学）が平成 6 年 9 月 24 日訴外世良力に工学博士の学位を授与した際、同人執筆に係る学位論文において、原告の著作物である図表を盗用され、著作権及び民法上の人格権を侵害されたと主張し、被告に対し、著作権法 112 条に基づき、学位の取消し、学位論文の廃棄及び閲覧等の差止めを求めるとともに、民法 709 条に基づき、損害賠償（慰謝料）の支払を求めた事案である。

2．原告は、訴外丸善石油株式会社（昭和 61 年合併によりコスモ石油株式会社となった。）に入社し、丸善石油（コスモ石油）中央研究所に勤務していた者で、被告は国立大学法人で、その大学院には工学研究科が置かれていた。

訴外 Y は、昭和 58 年 4 月から丸善石油（コスモ石油）中央研究所において、原告の上司であった。世良は、平成 6 年、「石油系残油の水素化脱硫ならびに分解に関する触媒工学的研究」と題する学位論文を執筆した。被告は、平成 6 年、世良に対し工学博士の学位を授与した。

3．原告が、原告の著作物であると主張しているのは、別紙対比表右側記載の各図表（以下「本件図表」という。）である。

原告が、本件学位論文のうち、原告の著作権を侵害すると主張しているのは、本件図表に対応する、別紙対比表左側記載の各図表である。

本件図表は、いずれも、昭和 54 年度から 57 年度にかけて、通商産業省質油対策技術研究組合の「残油水素化分解第二グループ幸手研究室」（以下「幸手研究室」という。）が高硫黄・高金属常圧残油の水素化分解触媒の開発について研究した成果を年度ごとにとりまとめた、各年度の「試験研究成果報告書」（以下「本件報告書」という。）に掲載されたものである（甲 1 ないし 5（各枝番））。

本件報告書の「あとがき」には、「研究開発規模〔開発費（このうち 3/4 が国庫補助）および担当者〕」の記載があるところ、昭和 54 年度、55 年度の各報告書には、原告は担当者として記載されておらず（甲 1 の 3，2 の 3），昭和 56 年度の報告書では「統括責任者」及び「研究担当者」として（甲 3 の 3），昭和 57 年度の報告書では「統括責任者」及び「研究担当者」として（甲 3 の 3），昭和 57 年度の報告書では、「統括責任者」として（甲 4 の 3），

それぞれ原告の氏名が記載されている。

4．本件の争点は次のとおり。

(1)本件図表は著作物に当たるか。

(2)原告は、本件図表の著作者であるか。

(3)被告が世良に学位を授与した行為は、原告の著作権及び民法上の人格権を侵害するか。

(4)損害の有無及び額

(5)本件請求に係る損害賠償請求権は消滅時効により消滅したか。

〔地裁の判断〕

1 争点(1)について

(1)著作権法の保護を受ける「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（著作権法2条1項1号）ところ、表現の内容であるアイデア（思想又は感情）自体は、たとえそれが独創性、新規性のあるものであっても、原則として著作物に当たらない。殊に、自然科学上の法則やその発見及び同法側を利用した技術的思想の創作である発明等は、万人にとって共通した真理であって、何人に対してもその自由な利用が許されるべきであるから、著作権法の保護の対象にはなり得ず、ただそのうち発明等が著作権とは別個の特許権等の産業財産権の保護の対象となり得るに過ぎない。

もっとも、自然科学上の法則やその発見及びこれを利用した発明等についても、その叙述方法について創作性が認められる場合には、その内容とは別に、表現された表現形式が著作権法の保護の対象となり得る。

(2)これを本件についてみると、本件図表は、いずれも幸手研究室が高硫黄・高金属常圧残油の水素化分解触媒の開発について研究した成果をとりまとめた本件報告書に掲載されたものであるところ、当該研究により発見・解明された内容をまとめた研究成果それ自体はアイデアであって、著作物に当たらないことは明らかである。

そこで、次に、本件図表について、その表現形式に創作性が認められるかが問題になるところ、創作性が認められるためには、著作者の個性が表現物に表れていることを要する。

これを本件図表についてみると、本件図表の一つ一つについて正確な意味内容を本件証拠から明らかにすることは困難であるが、前記第2,2の事実によれば、本件図表は、幸手研究室が高硫黄・高金属常圧残油の水素化分解触媒の開発について研究した成果をとりまとめた本件報告書の一部であり、いずれも幸手研究室における実験等の研究の成果を図表にまとめて表現した、温度や脱

硫率などの数値を線や棒で表したグラフであることが認められる。そして、本件図表には、それぞれ「装置の質量速度と脱硫相対活性との関係」（甲1の2の6）等の標題がつけられているところ、これらの標題は、いずれも本件図表の内容を端的に表したものであるということができ、また、図表の一部にある「原料油 AL-TPR」、「液空間速度 0.23 V/V-Hr」、「水素分圧 105 kg/」, 「水素/油比 890 Nm³/m³」（甲1の2の5）等の記載は、実験の条件等を表すことにより本件図表の内容を補足するものであることができる。

上記認定の事実によれば、本件図表のうち、対象となる実験等の選択は幸手研究室の研究成果そのものであってアイデアに当たり、本件図表で示された数値等のデータは客観的な事実であって、同一の条件で実験等を行えば、誰が実施しても同じ結果となる性質のものである。そして、標題はその性質上、誰が付しても同じような表現にならざるを得ないものであり、実験条件等の記載は本件図表と一体をなし、実験等の結果を正確に表現しようとした場合には不可欠のものである。

したがって、本件図表については、対象の選択はアイデアそのものであって表現ではなく、客観的な記載はその性質に照らし著作者の個性が表現物に表れているものではないから、著作物性の要件としての創作性を欠くものである。

(3)以上によれば、本件図表は著作物に当たらない。

2 争点(2)について

(1)上記のとおりであるから、原告の請求は既に理由がないことになるが、なお、念のため、本件図表の著作者について判断する。

証拠（甲1～4（各枝番））及び弁論の全趣旨によれば、本件図表の掲載された本件報告書は、重質油対策技術研究組合及びコスモ石油（ただし、当時は丸善石油。以下同じ）の発意に基づくものであり、コスモ石油の従業員等がその職務上作成し、幸手研究室（丸善石油）の著作の名義の下に公表されていることが認められるから、その著作者は重質油対策技術研究組合又はコスモ石油であるということが出来る（著作権法15条1項）。

(2)よって、原告は本件図表の著作者ではないから、この点からも原告の請求は理由がない。

3 よって、原告の被告に対する本件請求は、その余について判断するまでもなく理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法61条を適用して主文のとおり判決する。

〔高裁の判断〕

当裁判所も、控訴人の被控訴人に対する本訴請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決8頁19行目の「念のため、」を「念のため、仮に本件図表が著作物に当たるとした場合における」と、同頁21行目の「重質油対策技術研究組合」を「丸善石油も組合員であった重質油対策技術研究組合」と、同頁22行目の「従業員等」を「従業員」と、同頁26行目の「よって、」を「よって、仮に本件図表が著作物に当たるとしても、」とそれぞれ改める。）。

1 控訴人は、本件学位論文が本件図表をそのまま使用したものであるのに、京都大学は、学校教育法や同大学学位規程に違反して、公正な審査をせずに本件学位を授与したものである旨主張する。

しかしながら、上記主張は、京都大学が、学校教育法等に違反してBに対し本件学位を授与した行為により、控訴人の本件図表についての著作権を侵害したことをいう趣旨と解されるところ、前記引用に係る原判決説示のとおり、本件図表について控訴人の著作権を認めることはできないのであるから、控訴人の本件各請求は、その前提を欠き、本件学位の授与が学校教育法等に違反するか否かについて検討するまでもなく、理由がないことが明らかである。また、仮に、上記主張が、上記著作権の侵害と関係なく本件学位の授与の違法をいう趣旨であるとするれば、本件学位について第三者である控訴人がその授与の適否を争うためには、少なくとも、控訴人にこれを争う法的利益があるといえることが必要であると解すべきところ、本件において、控訴人がそのような法的利益を裏付ける何らかの権利、利益を有することの主張立証は存在しない（なお、前記前提となる事実記載のとおり、本件報告書のうち、昭和56年度の報告書では、同年9月1日からの「統括責任者」及び「研究担当者」の一人として、昭和57年度の報告書では、「統括責任者」として、それぞれ控訴人の氏名が記載されているものの、昭和54年度、55年度の各報告書では、控訴人は担当者として記載されていない。そして、本件図表32カ所のうち、昭和56年度の報告書記載分は4カ所、昭和57年度の報告書記載分は4カ所にすぎず、その余の24カ所は、控訴人が担当者として記載されていない昭和54年度、55年度の報告書記載分である。また、重質油対策技術研究組合は、「水素化処理触媒およびこれを用いた重質鉱油の水素化脱硫分解方法」の発明について昭和59年6月15日に、また、「炭化水素類の水素化分解方法」の発明について同年11月22日に、いずれも控訴人を含む、コスモ石油（当時は丸善石油）の従業員3名を発明者として特許出願し、いずれについても設定登録を受けた後、コスモ石油に特許権を譲渡したところ、控訴人は、コスモ石油に対し、

上記各職務発明についての対価を請求したが、いずれの発明についても控訴人は発明者ではなく対価請求権を有しないとの判決が確定している（乙5ないし8）。これらの事実からすれば、本件図表を含む本件報告書の内容は、控訴人以外の者の研究開発の成果ではないかと窺われ、控訴人がこれについて対外的に主張し得る何らかの権利等を有しているとは認められない。

2 控訴人は、本件報告書のデータ、資料は多額の研究費を投入して得られたものであるから、これと無関係なBに対して、上記データ等をそのまま使用した本件学位論文に基づき本件学位を授与した京都大学の行為は、不法行為に該当し、被控訴人は、慰謝料の支払義務を負う旨主張する。

しかしながら、本件図表について控訴人の著作権を認めることができないことは前記のとおりであり、また、本件報告書のデータ、資料について控訴人が何らかの権利等を有していることを認めるに足りる証拠もないのであって、多額の研究費が投入されたなどの事情があったとしても、本件学位の授与行為が、第三者である控訴人に対する関係で違法性を有し、不法行為を構成すると認めることはできず、控訴人の上記主張は理由がない。

3 控訴人は、生のデータをグラフ化する場合には、一様でない表現が可能であるから、データをグラフ化した本件図表は、著作物に当たる旨主張する。

控訴人の指摘するように、実験結果等のデータをグラフとして表現する場合、折れ線グラフとするか曲線グラフとするか棒グラフとするか、グラフの単位をどのようにとるか、データの一部を省略するか否かなど、同一のデータに基づくグラフであっても一様でない表現が可能であることは確かである。

しかしながら、実験結果等のデータ自体は、事実又はアイデアであって、著作物ではない以上、そのようなデータを一般的な手法に基づき表現したのみのグラフは、多少の表現の幅はあり得るものであっても、なお、著作物としての創作性を有しないものと解すべきである。なぜなら、上記のようなグラフまでを著作物として保護することになれば、事実又はアイデアについては万人の共通財産として著作権法上の自由な利用が許されるべきであるとの趣旨に反する結果となるからである。しかるところ、本件図表は、その個々の正確な意味内容は本件全証拠によっても必ずしも明らかではないものの、その体裁に照らせば、いずれも、C研究室が高硫黄・高金属常圧残油の水素化分解触媒の開発について行った実験の結果等のデータを、一般的な通常的手法に従って、データに忠実に、線グラフや棒グラフとして表現したものであると認められる。したがって、本件図表は、著作物に当たらないものといわざるを得ず、控訴人の上記主張は理由がない。

4 以上によれば、控訴人の被控訴人に対する本訴請求をいずれも棄却すべきものとした原判決は相当であって、控訴人の本件控訴は理由がないから、これ

を棄却することとし、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1．本件において争点は5つ挙げられていたが、第1の争点である「本件図表」は著作物に当たるか否かについて、地裁は著作物性を否定した。

著作権法 2 条1項1号によれば、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものである」であって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と規定するから、最大の重要素は、その作品が「創作的に表現したもの」と認められることにある。これに対し裁判所は、本件図表について、対象となる実験等の選択は研究室における研究成果というアイデアそのものであって表現ではなく、客観的な記載はその性質上、著作者の個性が表現物に表れているものではないから、著作物性の要件としての創作性を欠くものと認定したが、妥当といえよう。

2．地裁判決は、以上の判断では終了せず、「念のため」と称して、本件図表の著作者は誰かについても判断した。最近、地裁の判決では、「念のため傍論」するケースが増えている。ということは、第1の争点の図表の著作物性が否定されればそれですべて事件は終りでよいはずなのだが、裁判所は正に本件の場合の著作者について精査したところ、本件報告書は会社の発意に基づき、その従業員が職務上作成し、会社研究室の著作名義で公表（著 15 条 1 項）したことから、その著作者は研究組合又は会社であり、原告個人ではないと認定した。

3．知財高裁の判断はほぼ地裁判断を引用しているが、原告（控訴人）の主張が被告の著作権侵害ではなく、著作権侵害とは関係なく、本件学位の授与の違法をいう趣旨であるとすれば、本件学位について第三者である控訴人がそのような法的利益を裏付ける権利や利益を有するとの主張立証はないと認定した。

したがって、いずれの面からも、本件図表が原告自身が創作した著作物であるとの主張には理由がないと判断したのは妥当であろう。

4．論文といえば、近年、自分の考え方の裏付けのためか、実験データを捏造した大学の教授らのことをわがHPで紹介したが、大学院生の学位論文を盗用して自分が創作したかのような論文を発表した教授もいることを思い出した。これは理工系の分野に多いのかといえば、法文系でもなくはない。

〔牛木 理一〕